

地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による

職員派遣に関する協定書（案）

指宿市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、地域活性化起業人制度により、乙から甲に派遣する職員（以下「地域活性化起業人制度派遣職員」という。）の取扱いについて、下記のとおり協定を締結する。

記

（職員の派遣）

第1条 乙は、乙の社員を、乙の社員の身分を保有したまま地域活性化起業人制度派遣職員として、甲へ派遣する。

（派遣期間）

第2条 地域活性化起業人制度派遣職員の派遣期間は、令和8年2月1日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の派遣期間は、その期間が満了する30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、さらに1年の範囲内でこれを更新することができる。ただし、派遣期間は当初の派遣期間も含め、最長3年以内とする。

（職務）

第3条 地域活性化起業人制度派遣職員は、指宿市役所総務部企画政策課に所属し、甲が進める公共施設の有効活用又はその周辺を含めた一体的な整備計画等の進捗に併せて、乙が持つ官民連携事業等のノウハウや情報等を提供し、甲の今後の公共資産の有効活用の方針づくりをサポートするとともに、乙は年度毎に成果報告書を作成し甲に提出するものとする。

なお、派遣元企業と市が請負契約を結ぶ蓋然性が高い業務については、それらに関する公文書の閲覧を含む一切の業務に従事することもできないこととする。

（異動に関する協議）

第4条 地域活性化起業人制度派遣職員について、甲がその所属又は役職を変更する場合には、甲乙協議し、乙の同意を得るものとする。

（給与・活動経費）

第5条 地域活性化起業人制度派遣職員の派遣期間中の給与は、乙の定める支給基準に従い、乙が直接支給する。甲は、地域活性化起業人制度派遣職員の給与及び活動に関する経費に係る負担金として、乙に金983,180円（令和7年度分）を支払う。なお、負担金は、月額491,590円で積算するものとする。

（旅費）

第6条 地域活性化起業人制度派遣職員の赴任及び帰任等に係るもの、活動に必要な目的地までの往復に必要となる旅費は、乙が負担する。

（社会保険等）

(負担金の取扱い)

(本人の同意)

(信用失墜行為の禁止)

(守秘義務)

(その他)

印